

保育所等における医療的ケア児の受入れに関する検討状況について（報告）

1 保育所における医療的ケアを必要とする児童利用実績

＜年齢別利用児童数＞

（毎年度 4 月 1 日現在）

		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
R 3 年度	新規入所児	0 人	2 人	1 人	2 人	1 人	5 人	11 人
R 4 年度	進級児	0 人	1 人	2 人	1 人	2 人	1 人	7 人
	新規入所児	4 人	4 人	2 人	4 人	4 人	0 人	18 人
	合計	4 人	5 人	4 人	5 人	6 人	1 人	25 人

＜医療的ケアの内訳＞

（毎年度 4 月 1 日現在）

		経管 栄養	導尿	たん 吸引	酸素 療法	その他	重複	合計
R 3 年度	新規入所児	5 人	4 人	1 人	1 人	0 人	0 人	11 人
R 4 年度	進級児	3 人	3 人	1 人	0 人	0 人	0 人	7 人
	新規入所児	8 人	1 人	4 人	2 人	1 人※1	2 人※2	18 人
	合計	11 人	4 人	5 人	2 人	1 人	2 人	25 人

※1 血糖管理 ※2 経管栄養＋たん吸引

【参考】医療的ケア児対応看護師加算を受けている園や区で把握している園数

2 令和 4 年 4 月保育所入所に関する状況について

項目	件数
入所申請	26 件
入所決定	18 件

＜年齢別＞

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
入所申請	5 人	9 人	3 人	5 人	4 人	0 人	26 人
入所決定	4 人	4 人	2 人	4 人	4 人	0 人	18 人

＜医療的ケアの内訳＞

	経管 栄養	導尿	たん 吸引	酸素 療法	その他	重複	合計
入所申請	10 人	1 人	4 人	6 人	3 人	2 人	26 人
入所決定	8 人	1 人	4 人	2 人	1 人	2 人	18 人

3 保育所等における医療的ケア児受入れガイドラインの策定について

医療関係者や保育・教育施設関係者等から意見を伺いながら、保育所等で医療的ケア児を受入れる際の基本的な事項や留意事項等をまとめたガイドラインを策定中です。

令和4年9月にガイドラインを公表予定です。

・ガイドラインの内容

第1章 基本的事項

- 1 ガイドラインの目的
- 2 保育所等で行う医療的ケア
医療的ケアの内容、対象児童、利用日時、医療的ケアの対応者

第2章 入所までの流れ

- 1 全体的な流れ
- 2 利用相談から利用開始までの対応

第3章 保育所等の生活

- 1 集団生活での配慮
職員連携、慣らし保育の実施、一日の流れ、行事・園外活動等の対応
- 2 日常の保育実施にあたっての留意点
他の保護者・児童への説明、園内での感染症の対応
- 3 安全管理
緊急時の対応、災害発生時の対応、リスクマネジメント

第4章 関係機関との連携

- 1 医療機関との連携
主治医医療機関、嘱託医、地域の医療機関（かかりつけ医）等
- 2 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターとの連携
- 3 地域療育センター等との連携
- 4 就学に向けた小学校等との連携

第5章 継続的な支援

- 1 受入れ後の支援
カンファレンスの実施、入所後に医療的ケアが変更・必要となった場合
ネットワークづくり
- 2 人材育成

(4) 令和5年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正【9月予定】

- ・保育所の利用調整に関して、保育士の子については優先的な取扱いがありますが、保育所等で働く看護職を確保しやすくするために、保育業務に従事または内定している看護職の子についても、同様に優先的な取扱いの対象となるよう改正予定です。

(5) 医療的ケア児に関する保育所利用案内【10月予定】

- ・令和5年4月の入所に向けて、例年の利用案内に加え、医療的ケア児に関する保育所利用案内を新たに作成し、配付します。

(6) 「医療的ケア児保育教育検討会議（仮称）」の開催【12月予定】

- ・保育所への入所を希望する児童の状況、医療的ケアの内容、施設における配慮事項等に関して、専門的な見地から意見を聴取するため、医師・看護師・保育園園長等で構成する検討会を開催し、利用調整の参考にします。

6 令和5年度に向けた検討事項

(1) 受入れ体制を常時整えておける保育所等の仕組み

現状、児童の入所決定後の受入れ準備期間が短いことや、市からの雇用加算が終了する児童卒園後の看護師の継続雇用などで、受け入れてもらっている保育所等に負担がかかっていることから、医療的ケア児の受入れ体制を常時整えておけるような保育所等の仕組みを検討します。

(2) 訪問看護による短時間の医療的ケアへの対応

医療的ケアの内容によっては、短時間の訪問看護で対応できる場合もあるため、看護師の直接雇用によるだけでなく、訪問看護による短時間の医療的ケアにも対応できるよう検討します。

(3) 受入れ体制と質の確保への支援

- ・保育所等での受け入れ体制充実のため、保育士が喀痰吸引等第3号研修を受講した場合の費用や、研修中の代替職員の雇用費への助成について検討します。
- ・入所した医療的ケア児の人数に応じた保育士の加配などを検討します。
- ・各種研修の充実や、医療的ケア児を受け入れている保育所等職員のネットワークづくりなど、保育や看護の質の確保や支援について検討します。

(4) その他

- ・安全な保育の提供に必要な施設改修費や備品等の購入費に対する助成について、検討します。